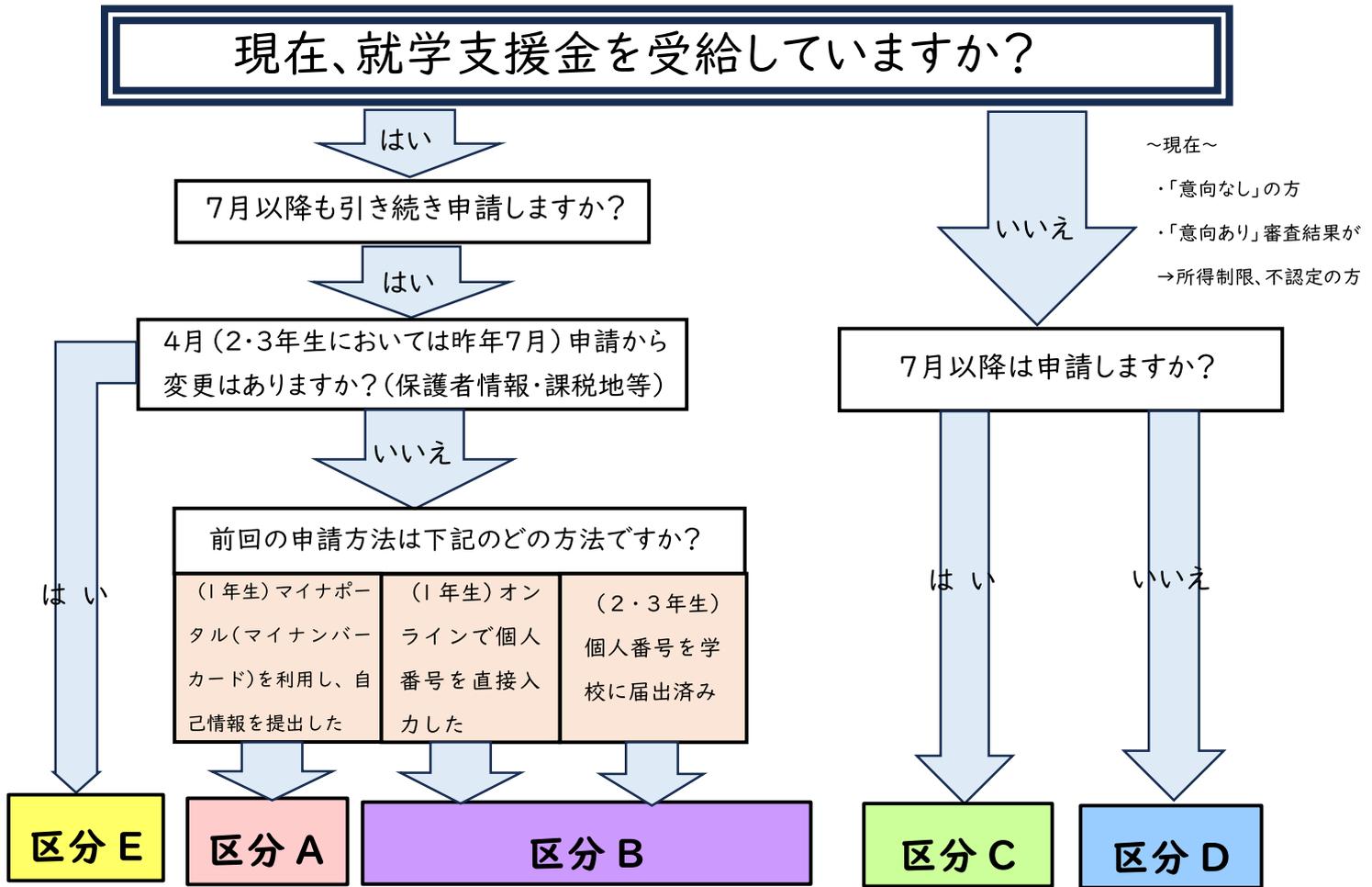


《7月》就学支援金 手続きフローチャート

※現在の審査結果を確認してから手続きを行ってください。

また、就学支援金の受給希望の有無にかかわらず、『全員』該当する区分の手続きを必ずご確認ください。



《e-shien》手続き一覧表

区分 A	☆「継続意向登録」および「収入状況届出」 e-shien 申請者向け利用マニュアル【③継続届出編】のとおり、スマートフォンやパソコンで登録してください。
区分 B	☆「継続意向登録」 e-shien 申請者向け利用マニュアル【③継続届出編P4～P8】のとおり、継続意向の希望あり・なしをスマートフォンやパソコンで登録してください。 ※①継続支給を希望し、過去に個人番号を提出済の場合、②継続支給を希望しない場合は収入状況届出不要のため手続き完了
区分 C	☆「意向登録」および「受給資格認定申請」・個人番号（マイナンバー）の提出 e-shien 申請者向け利用マニュアル【②新規申請編】のとおり、スマートフォンやパソコンで登録してください。 ※マイナンバーカードをお持ちでない場合、個人番号は住民票の写し等で確認が可能です。
区分 D	☆「意向登録」 e-shien 申請者向け利用マニュアル【②新規申請編】のとおり、受給を希望しない旨をスマートフォンやパソコンで登録してください。
区分 E	☆「継続意向登録」および「保護者等情報変更届出」 e-shien 申請者向け利用マニュアル【③継続届出編、④変更手続編】のとおり、スマートフォンやパソコンで登録してください。

※やむを得ない理由により、紙媒体での申請、課税証明書等での提出を希望される場合は、事務室までご連絡ください。